

1 令和7年12月実施更新審査の結果

更新申請者15名全員の更新を決定（令和7年12月3日通知）

※ 更新決定後の追加審査に係る決定事項

更新決定後から令和8年3月31日までの間に一定の事実が確認された場合には、正副委員長で対応について協議の上、必要に応じて選定委員会を開催する。

「一定の事実」一覧

考慮事項	一定の事実
1 指導及び措置の実施状況	・文書による指導または処分を受けたことがある
2 過去の営業状況	・著しく営業日数が少ない（週3日未満）
3 営業計画の実現の程度	・収支状況が「赤字」である ・「地域貢献」の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる
4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況	・同一の苦情が複数寄せられ、注意喚起後も引き続き同一の苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる

2 追加審査の実施

更新決定後、新たな一定の事実が確認されたため、正副委員長で対応を協議した結果、追加審査の実施を決定。

3 追加審査の概要

(1) 対象者

更新決定後に文書指導を受けた2名

(2) 面接・審査部会（令和8年3月25日）

○面接体制

審査部会委員 **5名全員**により実施

○面接内容

- ・更新決定後に受けた文書指導に対する原因分析等の確認
- ・適正な屋台営業に向けた考え方や意欲の確認

○主な意見

- ・二度と違反を再発させないという緊張感を持って営業してもらうため、再発防止策の内容を文書にまとめて市に共有すべき。
- ・再発防止策を屋台組合にも共有し、屋台街全体として適正な屋台営業に取り組んでほしい。
- ・より遵法意識の高い営業者の確保に向けて、今後の公募において、より適切に審査していく必要がある。

○審査部会案

部会委員全員による合議により、審査部会案を決定

4 更新認否について（審査部会案）

追加審査対象者2名の更新を認定する。

※公共空間での飲食店営業者であることの自覚を促すため、事務局に招集して
厳重注意を行ったうえで、更新決定通知書を交付する。

※再発防止策を文書にまとめて提出を求め、個人にとどまらず屋台街全体として
適正な営業に取り組むよう指導する。